

平成23年8月1日
福島県小名浜港湾建設事務所

報道機関 各位

小名浜港7号ふ頭第1号岸壁及び荷役機械の供用再開について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被害を受けた7号ふ頭第1号岸壁及び荷役機械の早期復旧に努めていたところですが、下記のとおり供用を再開することになりましたので、お知らせします。

記

1 供用再開の日時

7号ふ頭第1号岸壁：平成23年8月2日（火）13時00分～

荷役機械「7-1号機、7-3号機」：平成23年8月3日（水）8時30分～

2 供用再開の概要

7号ふ頭第1号岸壁：延長L=270m、水深-13.0m

荷役機械：7号ふ頭に設置している3基の荷役機械のうち2基

「7-1号機、7-3号機（橋型水平引込式起重機（能力：800トン/時）」

3 荷役機械を利用する船名等

船名：ユニオン デデ（国籍：パナマ）、（運航船会社：（株）ウィルヘルムセン・シッパス・サービス）

8月2日（火）14時30分に7号ふ頭第1号岸壁に接岸予定

積地：カヤオ（ペルー）

貨物名：亜鉛鉱

東邦亜鉛（株）小名浜精錬所が亜鉛製品の生産に使用するもの

数量：10,870トン

なお、今回の荷揚げでは「7-1号機」1基のみ使用を予定しています。

5 その他

ユニオン デデは外航船のため7号ふ頭第1号岸壁への立入が制限されます。

ついては、岸壁内に立ち入る場合は立入許可証が必要となりますので、事前に小名浜港湾建設事務所管理課（電話0246-53-7121）に連絡願います。

問い合わせ先：

福島県小名浜港湾建設事務所 黒澤、相原

電話 0246-53-7156